

「北海道における地域医療構想の進め方」について

(平成30年5月24日決定)

1 地域医療構想調整会議の運営等

(1) 運営方法

- 各構想区域においては、地域医療構想の実現に向けて、各区域の実情に合わせて年間スケジュールを計画し、地域医療構想調整会議等*（以下「調整会議等」という。）を年4回程度開催すること。*専門部会等を含む。
- 地域医療構想を推進する上で、地域住民の理解・協力が不可欠であることから、調整会議等の資料や議事録については、ホームページ等を通じて公表すること。
また、住民（患者やその家族など）を対象とした説明会等を適宜開催すること。
- 構想区域の規模によっては、全ての医療機関が調整会議等に参加することが難しい場合もあることから、各区域の実情に合わせて医療機関同士の意見交換のほか、説明会の開催や定期的な意向調査等の実施など、より多くの医療機関の参画が得られるよう工夫しながら進めること。

(2) 意見交換・協議

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）においては、地域医療構想の実現に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。」こととされている。
- 各構想区域においては、毎年度、調整会議等において各医療機関の意向（自院が担うべき役割等）のほか、病床稼働率や非稼働病床などの医療の現状、さらには経営状況等のデータを共有しながら、地域医療構想の実現に向けた意見交換や協議を進めていくこと。

<調整会議等の年間スケジュールのイメージ>

第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
<ul style="list-style-type: none">・当該年度の取組内容等の共有・直近の国及び道の動きの共有・地域医療介護総合確保基金の説明	<ul style="list-style-type: none">・病床機能報告（結果）の共有・医療機関への意向調査等の実施・患者受療動向等のデータの共有・医療機関の役割分担、連携等に関する意見交換等	<ul style="list-style-type: none">・医療機関意向調査等の結果の共有	<ul style="list-style-type: none">・当該年度の取組状況に対する評価等 （地域医療構想推進シートの更新）・次年度の開催スケジュール
「地域医療構想推進シート」の記載事項等に関する意見交換・協議			

* 医療機関や住民等に対する説明会や専門部会等の開催も含めて計画

2 医療機関の役割分担等の具体化

各構想区域においては、地域センター病院等を中心とした周辺医療機関との役割分担や連携、さらには、再編・ネットワーク化等について、そのイメージを具体化することから始め、情報共有や意見交換、そして実質的な協議へと段階的に進めていくことが必要である。

特に、地域センター病院をはじめとする各地域の中核医療機関には、調整会議等における中心的な立場として、医療機関の機能分化や役割分担の明確化等に関する継続的な意見交換・協議を行うほか、地域住民への広報活動を行うなどの役割が期待される。

3 個別医療機関の対応方針の確認

個別医療機関の2025年を見据えた構想区域において担うべき役割や医療機能ごとの病床数などの対応方針について、毎年度、意向調査を行うとともに、その結果について調整会議等において共有・確認し、必要に応じて当該医療機関に対し説明を求めること。

(1) 公立病院

過疎地等における一般医療、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供などにおいて重要な役割を担っている中で、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、他会計からの繰入金等を踏まえてもなお当該医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえて公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(2) 公的医療機関等2025プラン対象医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお公的医療機関等2025プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(3) その他医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ、今後の対応方針について確認すること。

(4) 将来的に過剰となることが見込まれる病床機能に転換しようとする医療機関を把握した場合

病床機能報告や意向調査の結果等から、将来的に過剰となることが見込まれる病床機能に転換しようとする医療機関を把握した場合は、その内容を調整会議等で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

なお、病床機能報告において、6年後の医療機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関については、医療法に基づく対応を検討すること。

4 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

(1) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合

病床機能報告や意向調査の結果等から、病床が全て稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容していなかった病床のみで構成する病棟をいう。）を有する医療機関を把握した場合には、その内容を調整会議等で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(2) 病床が全て稼働していない病棟を再稼働しようとする場合

意向調査等の結果から、病床が全て稼働していない病棟を再稼働しようとする計画を把握した場合は、その内容を調整会議等で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(3) その他留意事項

病床過剰地域において、病床が全て稼働していない病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる場合、医療法に基づく対応を検討すること。

5 医療機関の開設や増床への許可（変更）申請等への対応

(1) 新たに病床を整備する医療機関を把握した場合

意向調査の結果等から、医療機関の開設や増床等の計画を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、その内容を調整会議等で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(2) 開設者を変更する医療機関を把握した場合

意向調査の結果等から、開設者を変更する医療機関（個人間の継承を含む。）を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、その内容を調整会議等で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めると。

(3) その他留意事項

①新たに整備される病床が担う予定の医療機能が当該構想区域における不足する医療機能以外の機能となっている、②当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たないといった場合等には、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、調整会議等の意見を聴いて、医療法第7条第5項に基づき、開設許可等に当たって不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与すること。

6 病床機能報告制度

(1) 未報告の医療機関への対応

病床機能報告の分析結果は、調整会議等における意見交換などのデータとして活用する必要があることから、未報告の医療機関を把握した場合は、管轄保健所等から当該医療機関に対し、病床機能を速やかに報告するよう求めること。それでもなお未報告の医療機関がある場合は、調整会議等において対応策を検討すること。

(2) 回復期機能の解釈等

病床機能報告制度における回復期機能の解釈に当たっては、「地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について」（平成29年9月29日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）の内容を十分に踏まえ、病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量との単純な比較だけでなく、調整会議等において構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に調査・分析を行った上で、病床の機能分化及び連携を推進していくこと。

7 地域医療介護総合確保基金

(1) 基金事業の活用

基金事業の内容を調整会議等で共有するとともに、医療機関や市町村等に対して積極的な活用を働きかけること。

(2) 基金事業の共有等

次の基金事業を活用する際には、あらかじめ調整会議において説明・共有した上で、補助金の交付等に関する手続きを進めること。

- ①病床機能分化・連携促進基盤整備事業
- ②患者情報共有ネットワーク構築事業
- ③遠隔医療促進事業

なお、その他事業についても、必要に応じて調整会議等において共有を図ること。

8 「地域医療構想推進シート」の管理等

(1) 調整会議等における意見交換や協議の結果を踏まえ、「地域医療構想推進シート」を毎年度更新することとし、更新したものについては、保健福祉部地域医療推進局地域医療課に指定する日までに提出すること。

(2) 当該年度 of 取組状況に関する評価等を踏まえ、次年度の調整会議等の開催（年間）スケジュールを計画すること。